

議第39号

三島市水道事業審議会条例の一部を改正する条例案

三島市水道事業審議会条例（昭和48年三島市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 水道事業の計画及び経営の状況に関すること。
- (2) 水道料金、水道加入金等に関すること。
- (3) その他水道事業に係る重要事項に関すること。

第4条中「諮問事項の審議が終了するまで」を「2年」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条中「上下水道部」を「都市基盤部」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月17日提出

三島市長 豊岡 武士